

五、昭和二十三年に於て要石先生の早稲刈高を存続す。
 右に伴ひ燃料費の予算増額方達に此も並せしむる可なり。
 六、上京係員宿泊の支の共同宿泊所を設け（一）して
 也行。

七、~~北~~ ~~東~~ ~~海~~ ~~道~~ ~~大~~ ~~学~~ ~~学~~ ~~務~~ ~~課~~ ~~長~~ ~~官~~ ~~官~~ ~~の~~ ~~裁~~ ~~可~~ ~~と~~ ~~す~~ ~~べ~~ ~~し~~ ~~。~~ ~~此~~ ~~の~~ ~~趣~~ ~~意~~ ~~を~~ ~~承~~ ~~知~~ ~~す~~ ~~べ~~ ~~し~~ ~~。~~

受 第	三	の	號	決 裁	五	月	十	七	日	發 送	五	月	十	七	日
昭 和 五 年 五 月 十 七 日 起 案															

學校長

廣 務 課 長

名件 早川教授に特別講義の為講師妻屬のこころ承諾

年 月

校 長

北海道大学農学部 長 宛

10.

特別講義講師委嘱のこと承諾

本月十二日附農部秘第百六十二号を以て御照会
のあった貴学部経済学特別講義の在り本校
教授早川三代治に講師委嘱のことは差支あ
りませんから承下さい。右御回答を以て承下
します。

農部秘第百六十二号

北海道帝國大學

農部秘第八二號

昭和三十三年五月十二日

農學部長 島 善 郎

小樽経済専門学校長 殿

講師依頼の件

貴校在記教授と本学部農業経済学科に於て経済学
特別講義依頼いたしたるにかお差支ありませんか御照会
の件です

記

教授 早川 三代治